

令和7年8月吉日

お客様各位

熊本第一信用金庫

破産管財人口座の開設手数料の新設について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび熊本第一信用金庫では、令和7年10月1日（水）から破産管財人の方がお手続きのために開設する破産管財人口座につきまして、事務負担などを考慮して下記の通り口座開設手数料を新設いたします。

日頃よりご利用いただいているお客様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手数料新設日

令和7年10月1日（水）

2. 対象口座

破産管財人口座

※既存口座を破産管財人口座名義に変更する場合は含みません。

※破産管財人口座は、管理・清算が終了後に解約していただきます。名義変更しての継続利用はできません。

※相続財産管理人口座、相続財産清算人口座、不在者財産管理人口座につきましては、口座開設手数料はいただきません。

3. 手数料金額

口座開設1件あたり11,000円（税込）

以上